

相続の事例③～タイトーの場合

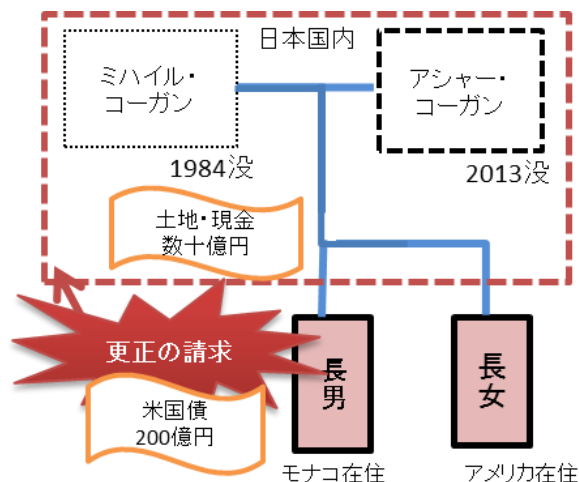
タイトー創業者親族、海外財産分相続税 110 億円滞納

大手ゲームメーカー「タイトー」(東京都新宿区)のイスラエル人創業者ミハイル・コーガン氏(故人)の妻アシャーさん(当時 89 歳)が 2013 年に亡くなり、国外で暮らしていた長男と長女が、海外にあった母親の財産約 200 億円にかかる相続税約 110 億円を滞納していることが分かりました。

2013 年度の税制改正により、海外に住む相続人が相続した海外の財産についても日本国内で申告し、納税するよう制度が変わりましたが、長男・長女は「法律の周知期間が短すぎる」などと主張。国内財産分は納税したものの、海外財産分は滞納しているということです。

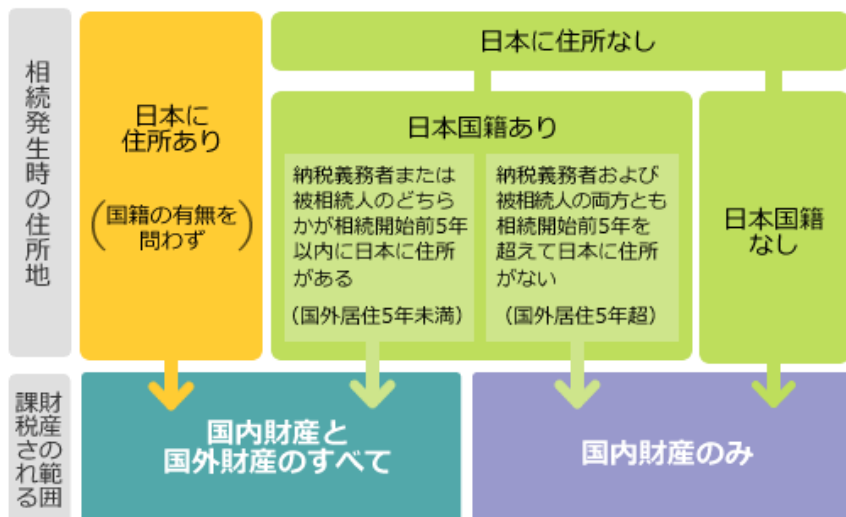
アシャーさんの夫の故ミハイル・コーガン氏はロシア生まれ。東京に太東貿易(現在のタイトー)を設立し、1972 年にタイトーに社名変更し、ジュークボックスなど輸入雑貨の販売で業績を伸ばしました。1978 年に発売した業務用ゲーム機「スペースインベーダー」が大ブームとなり、1997 年発売の「電車で GO!」のヒットで知られています。

東京に住んでいたミハイル・コーガン氏は 1984 年、米国で死去。コーガン氏の財産を相続した妻アシャーさん(東京在住)も 2013 年 12 月に亡くなりました。当時、長男はモナコ、長女は米国で暮らしていました。長男と長女は 2014 年 10 月、遺産として米国債など約 200 億円と、都内の土地や預金など十数億円を税務署に申告。しかしその直後、国内遺産分の相続税数億円は納税しましたが、海外の遺産分は税制改正が急で課税は憲法違反にあたるなどと主張し、相続から除外することを求める更正の請求を提出しました。これに対し、東京国税局は税制改正の通り、海外の遺産を除外する請求を認めない方針とみられ、今後、国税不服審判所などで納税の是非が争われる可能性もあります。



2013 年度の税制改正

従来の相続税法では、財産の相続時に海外に住み、日本国籍がない人は、国内の財産のみが課税対象でしたが、



2013 年度から、租税特別措置法を改正し、国外にある財産を相続又は贈与等により取得した者のうち日本国籍を有する者には、被相続人もしくは贈与者(渡す側)と相続人もしくは受贈者(取得する側)の両方の立場の者が相続又は贈与の開始前 5 年を超えて国外に居住していなければ、その取得にあたり相続税又は贈与税が課税されるとしました。そのため親や祖父母ら被相続人が国内に住んでいれば、海外の財産も課税対象となりました。富裕層の子や孫が外国籍のみを取り、海外の財産に対する課税を免れる手法への対策とされます。